

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

重点事項通番: 37

管理番号 108 提案区分 A 権限移譲 提案分野 その他

提案事項(事項名) 特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲

提案団体 金沢市

制度の所管・関係府省 内閣府

求める措置の具体的内容

現行の特定非営利活動促進法に定める所轄庁は、都道府県の知事又は指定都市の長とされているが、ここに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

特定非営利活動法人については、現行の所轄庁は都道府県知事又は指定都市の長とされていることから、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人は約170あるにもかかわらず、各団体の特徴や得意分野、その他具体的な活動実態を十分把握できていないとはいえず、本市と協働してまちづくりに取り組むNPO法人が固定化することで、本市の協働事業がマンネリ化・硬直化する傾向にある。

また、都道府県のように法人化を目指すNPO及びNPO法人からの「法人化に関する相談・認可(変更)申請・事業報告」等が皆無のため、「各団体の顔が見えづらい」ほか、団体や法人に関する情報を県のHP等を通じて「断片的にしか取得できない」など、団体の一元的・総体的な管理が不可能なことにより、団体との連携不足や事務処理上のタイムロス等が生じている。

【制度改正による効果】

権限移譲により、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人に関する情報を一元・相対的に管理することで、各団体の特徴を活かした協働事業が展開可能となり、NPO法人の知識や経験をまちづくりに活かせるようになる。

また、相談・申請等に対応する中で、本市職員の「NPO法や協働に関する知識の習得」、「協働意識の醸成」等が一層図られることも期待され、本市の重点施策である「自立した市民と協働したまちづくりの達成」に近づくとともに、県と本市との協働のまちづくりに関する知識や意識の一体感が醸成される。

さらに、各団体の特性を活かしたマッチング(連携)事業が行えるほか、現在必要とされる関係各所への情報確認・把握にかかる時間が不要となり、機を逸することなく、団体への働きかけができる等効果的な連携事業の計画・実施も容易になる。

根拠法令等

特定非営利活動促進法第9条

- 特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、法改正は議員立法により行われてきている。現行法においては、特定非営利活動法人の所轄庁は都道府県及び指定都市とされている。
- 全国43市中核市(平成26年4月1日現在)における法人の活動状況は地域によって様々であり、今回の提案が、全中核市の意見とは言い難いのではないかと。
- なお、現行法においても、都道府県が事務処理特例を定める条例により、市町村に権限を移譲することが可能であり、移譲先の市町村それぞれの区域内のみに事務所を設置する法人については、地域の実情に応じた都道府県の判断による権限移譲の結果、移譲先の市町村が事務を担当することができる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・個々の地方公共団体の発意に応じた提案も対象となることから、金沢市の実情を勘案し、単独で提案したものである。
- ・現行制度においては、都道府県の主体的な判断により、事務処理特例を定める条例が改正される必要があるとなっており、特定非営利活動法人の所轄を希望する市の意向が十分に反映される仕組みになっているとは言い難い。
- ・また、同法人の所轄事務については、より住民に身近な自治体を担うことが、市民協働のまちづくりに資すると考えられることから、事務処理特例による対応ではなく制度改正による権限委譲を図ることが望ましいと考えている。

全国知事会からの意見

市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案内容について、多くの中核市が市民協働の推進の観点から、この必要性は認識しており、既に一部の市では事務処理の特例条例によって、権限移譲を受けているところもある。

しかし、関係府省の見解にもあるように、NPO法人の活動状況や、行政との関わり方は地域によって大きく異なることに加え、NPO法人の活動範囲が市域を超え広範囲に及ぶことが多いことを考慮すると、都道府県が担うことの必要性も小さくないため、全中核市への一律移譲については、慎重な考え方もある。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 事務所の所在地が中核市にあり、活動範囲も中核市内及びその周辺地域であるならば、所轄庁権限を中核市へ移譲することにより、NPO法人にとってはより身近な場所で手続き等を行うことができ、中核市も自らの市内に所在を置くNPO法人の実態を把握でき、両者にメリットがあると考えられる。手挙げ方式も含め、移譲につき検討されたい。

- 特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から、制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされており、内閣府としては、国会での議論に向けて、認定制度の施行状況等を把握する立場である。
- 全国43市中核市(平成26年4月1日現在)における法人の活動状況は地域によって様々であり、全国市長会においても『都道府県が担うことの必要性も小さくないため、全中核市への一律移譲については、慎重な考え方もある』という意見と承知している。
- 全国知事会は『市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。』という意見と承知している。
- 現行法の都道府県の事務処理特例条例による市町村への権限移譲は、都道府県と市町村の協議を経て

権限移譲が行われており、実質的には、市町村からの手挙げ方式と同様のものとなっていると考えられる。中核市への移譲については、全国における移譲の実績等を見た上で検討すべきではないか。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

5【内閣府】

(2)特定非営利活動促進法(平10法7)

特定非営利活動法人の設立認証等を担う所轄庁の権限(9条)については、条例による事務処理特例制度による運用状況や都道府県、中核市等の意見を踏まえつつ、中核市への移譲について検討し、必要な措置を講ずる。